

黒瀬建設株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日から令和6年8月31日までの2年間

2. 内容

目標1：小学校入学前の子を持つ社員が希望する場合、所定労働時間を超えて労働をさせない制度、始業終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度の利用を促進させる。

<対策>

- 令和4年 9月～ 社員へのアンケート調査
- 令和4年10月～ 管理職への研修
- 令和4年11月～ 社内報などにより社員への周知

目標2：令和4年11月までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和4年 9月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和4年10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年11月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年2回）及び社内報などによる社員への周知（毎月）

目標3：令和4年11月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和4年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年10月～ 社内委員会での検討開始
計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和4年11月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組開始